

不動産オーナーの皆様へ

# 民事信託・家族信託で このようなお悩みを解決します

次のようなお悩みはありませんか？



## ①認知症対策

- ✓ 認知症になっても相続対策を続けたい
- ✓ 不動産の管理や運用または処分を高齢な親の代わりに行いたい

## ②財産の承継先

- ✓ 先祖伝来の土地を長男の系譜で承継したい
- ✓ 配偶者の系譜に財産が承継されるのは困る

## ③遺産分割の争続対策

- ✓ 共有不動産に関するトラブルが心配
- ✓ 共有不動産の管理を楽にしたい

## ④スムーズな財産承継

- ✓ 介護をしてもらう家族に、多めに財産を残したい
- ✓ 子供の財産形成を援助したい

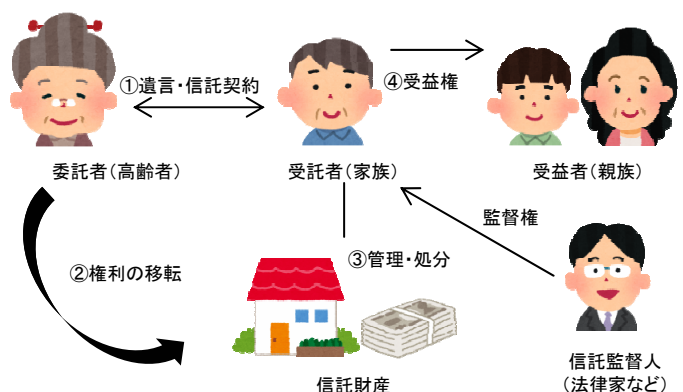
財産管理や承継、相続対策で今最も注目される

# 民事信託・家族信託とは

## 民事信託・家族信託とは？

家族信託(民事信託)とは、自分(委託者)の財産を、信頼できる家族・親族(受託者)に預け、財産を渡したい人(受益者)のために、財産管理・承継を行う制度です。

家族信託を活用することで、遺言や成年後見では解決できない財産承継を可能にしたり、取得税・登録免許税の流通税の削減が実現できます。



## 民事信託・家族信託のメリット

### 1. 不動産の共有問題への紛争予防に活用

⇒管理処分権限を共有者の一人に集約することで、流通税の節税と将来の紛争予防が可能になります。

### 2. 法定相続の概念にとらわれない資産承継を実現

⇒二次相続以降の資産承継先の指定が可能になり、個人、事業者の財産承継がスムーズになります。

### 3. 後見制度で対応できない柔軟な財産管理を実現

⇒認知症発生後の相続対策や、資産運用も可能になります。

## 講師のご案内

最新の相続・事業承継対策である家族信託について、概要と活用事例をできるだけ解かりやすくお伝えします。是非ご参加ください。



(株)福岡相続サポートセンター  
上級相続支援コンサルタント  
**田ノ上 彰**

上級相続支援コンサルタント、AFP(ファイナンシャルプランナー)として、税理士、司法書士、弁護士等と連携し様々な相続問題の解決に向けて奔走する。顧客に寄り添いながら共に解決を目指す相続対策の専門家。

## 民事信託・家族信託セミナーのご案内

開催日

2019年2月17日(日)

時間

13:00～15:00 (12:30受付開始)

参加費

無料

開催場所

〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東1-16-14  
リファレンス駅東ビル3階  
(会議室H-1 内)



### 【お申込み用紙】

**FAX番号 092-736-1162**

フリガナ	郵便番号 〒	—
お名前	ご住所	
TEL (自宅) — — (携帯) — —	生年月日(西暦)	性別
	年 月 日	男・女
メールアドレス	@	

土地活用に関する無料相談や家族信託に関するお問い合わせはこちら

TEL: 0120-349-734 (9:00～17:00 火曜水曜日除く)